



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目次

告示

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|-----|
| ○落札者の決定 | ページ
(入札課) | 851 |
| ○京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱
の一部を改正する告示 | | |
| (安心・安全まちづくり推進課) | | 〃 |
| ○主要農作物の推奨品種等の指定 | (農産課) | 853 |
| ○保安林の指定解除予定の通知 | (山城広域振興局) | 〃 |
| ○公共測量の実施 | (用地課) | 854 |
| ○公共測量の終了 | (〃) | 〃 |
| ○道路の区域変更 | (丹後土木事務所) | 〃 |

公告

- | | | |
|--------------------------|-----------|-----|
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 | (中丹広域振興局) | 854 |
| ○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 | (京都林務事務所) | 855 |
| 教育委員会 | | |
| ○落札者の決定 | | 856 |
| 正誤 | | |
| ○令和7年8月26日付け京都府公報第642号中 | | 〃 |
| ○令和7年11月25日付け京都府公報第668号中 | | 〃 |

告示

京都府告示第590号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 調達の名称及び数量

- (1) 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式
- (2) 京都府立学校等で使用する電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

- 3 落札決定日
令和7年11月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
ゼロワットパワー株式会社
柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスK O I L
- 5 落札金額
 - (1) 265,483,156円
 - (2) 411,166,636円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和7年9月24日

京都府告示第591号

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱（令和5年京都府告示第264号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「及び宿泊費」を「、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊雑費」に、「6級以下」を「指定職の職務以外」に、「車賃」を「、車賃、その他の交通費」に、「限る。」の額に」を「限る。」に」に、「経費に」を「費用に」に改め、同項補助金の額の欄に次のように加える。

ウ 包括宿泊費 遠方からの傍聴等のため当該裁判所の所在地付近に移動及び宿泊を要すると知事が認める場合にあっては、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用につき京都府旅費条例の規定に基づき指定職の職務以外の職務にある職員に支給される旅費（包括宿泊費に限る。）に相当する額の範囲内で知事が認める額

エ 宿泊雑費 遠方からの傍聴等のため当該裁判所の所在地付近に宿泊を要すると知事が認める場合にあっては、当該宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用につき京都府旅費条例の規定に基づき支給される旅費（宿泊手当に限る。）に相当する額の範囲内で知事が認める額

別記第1号様式の（別添3）中

支払った旅費 ①	円	<input type="checkbox"/> 領収書の写し（乗用車のみを利用した場合等、領収書が発行されない場合を除く。） <input type="checkbox"/> 旅行内容申立書（別添4）
支払った宿泊費 ②	円	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
宿泊費上限額 ③	□ 10,800円（甲地） □ 9,800円（乙地）	甲地‥さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 乙地‥上記以外
宿泊費補助額 ④ ②と③のいずれか小さい額	円	
申請対象額 ⑤(①+④)	円	
補助上限額 ⑥	□ 50,000円	
既に補助を受けた額 ⑦	円	
申請額 ⑤と（⑥-⑦）のいずれか小さい額	円	

を

支払った交通費 ①	円	<input type="checkbox"/> 領収書の写し（乗用車のみを利用した場合等、領収書が発行されない場合を除く。） <input type="checkbox"/> 旅行内容申立書（別添4）
支払った宿泊費 ②	円	
支払った包括宿泊費 ③	円	
宿泊雑費 ④	円	
申請対象額 ⑤ (①+②+③+④)	円	
補助上限額 ⑥	50,000円	
既に補助を受けた額 ⑦	円	
申請額 ⑤と（⑥-⑦）のいずれか小さい額	円	

に、

「 申請者 _____ (自署)」

を

〔	申請者 _____ (自署)	〕
	京都府記入欄	交付決定額
		円

に改め、同様式の（別添4）中

裁判所	
公判又は公判準備手続に参加し	
た日	

裁判所	
公判又は公判準備手続に参加し	
た日	

を に、「該当す

る□の全てにチェック(レ)を入れてください。」を「移動方法・経路及び宿泊の有無」に、「旅費」を「交通費」に、「宿泊費」を「宿泊費又は包括宿泊費」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月9日から施行し、この告示による改正後の京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。



京都府告示第592号

京都府主要農作物（水稻・麦類・豆類）の推奨品種及び推奨品種に準ずる品種を次のとおり定め、令和8年産の米・麦・豆から適用する。

なお、主要農作物の奨励品種等を定めた告示（令和6年京都府告示第195号）は、令和7年産の米・麦・豆をもって廃止する。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 推奨品種

- (1) 水稻
 - ア うるち
コシヒカリ、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、
きぬむすめ、ヒノヒカリ、祝2号（酒造用）
 - イ もち
新羽二重糯

(2) 麦類

- 小麦
せときらら

(3) 大豆

- 新丹波黒

(4) 小豆

- 京都大納言

2 推奨品種に準ずる品種

- (1) 水稻
 - うるち
五百万石（酒造用）
- (2) 麦類
 - 二条大麦

ニューサチホゴールデン

- (3) 大豆
オオツル



京都府告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 解除予定保安林の所在場所

木津川市加茂町大野岩谷22の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面を閲覧することができる。）



京都府公報

令和7年12月9日 火曜日

京都府告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である八幡市長から通知があった。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 測量の地域
八幡市全域
- 2 測量の期間
令和7年12月3日から令和8年3月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（数値地形図データ作成）



京都府告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第441号）が令和7年3月31日終了した旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域
綾部市位田町地内



京都府告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年12月9日から令和7年12月23日まで縦覧に供する。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 田井大垣自転車道線
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮津市字獅子崎小字家ノ奥10050の1から		m	m
宮津市字波路小字和田濱405の5を経て	前	最小 3.0 最大 3.0	3,153.0
宮津市字鶴賀小字鶴賀町2058の26まで			
宮津市字獅子崎小字家ノ奥10050の1から			
宮津市字鶴賀小字鶴賀町2151を経て	後	最小 1.8 最大 10.8	3,080.4
宮津市字鶴賀小字鶴賀町2058の26まで			

4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年12月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
代表取締役 平田 一馬
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
M E G A ドン・キホーテ福知山店
福知山市字荒河小字声田和9番19号ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ	株式会社ドン・キホーテ	令和7年9月26日	代表者の変更のため

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	丁目19番10号 吉田 直樹	丁目19番10号 鈴木 康介					
2 届出年月日	令和7年11月12日						
3 縦覧場所	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課						
4 縦覧期間	令和7年12月9日から令和8年4月9日まで						
5 意見書の提出先	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課						
◆◆◆◆◆◆◆◆							
京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。							
なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。							
令和7年12月9日							
京都府知事 西脇 隆俊							
1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地							
近畿碎石株式会社 代表取締役 岸田 隆行 京都市左京区静市野中町395番地の1							
2 林地開発行為の目的							
土石の採掘（採石）							
3 林地開発行為をしようとする区域							
京都市左京区静市野中町395番地の1ほか（次の図のとおり）							
4 林地開発行為をしようとする区域の面積							
32.1ヘクタール							
5 期間							
(1) 林地開発行為を行う期間 許可日から3年間							
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 昭和39年4月1日から令和14年12月5日まで							
6 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有							
7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置							
	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置				
	騒音の発生	京都市左京区静市野中町の一部に存する範囲（次の図のとおり）	騒音の発生する破碎機及びふるい選別機は、全て建屋内に設置する。 プラント内のシート等にはゴムを貼り、石と鉄による衝突音を緩和する。 府道及び民家に面して、全長670m、高さ2~4mの障壁土塀を設置する。 掘削、運搬等に使用する重機は、低騒音型を使用する。				
	粉じんの発生	〃	破碎機及びふるい選別機は建屋で囲み、開口部が大きい箇所については内壁にシートを貼り付ける。 粉じんの発生する場所には、水を噴霧し、又は散水して粉じんの発生を抑制する。 一部破碎機の排出口には集じん機を設置して、粉じんを集める。				
	濁水の発生	〃	場内に降った雨水は、全量を一旦沈砂池に集水し、土砂を沈殿させてから場外に排水する。 排水処理設備を設置し、水洗に使用した水は、全て循環使用する。				
	周辺道路の汚れ	〃	場内にタイヤ洗い場を設置し、場内に入りする車両は、必ずそこを通過するようにする。				
8 縦覧場所							
(1) 京都府京都林務事務所治山課 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449							
(2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町							
(3) 京都市産業観光局農林振興室 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488							
(4) 近畿碎石株式会社 京都市左京区静市野中町395番地の1							
9 縦覧期間							
令和7年12月9日（火）から令和8年1月8日（木）							

まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和7年12月9日(火)から令和8年1月22日(木)
まで

(2) 提出先

〒602-0915 京都市上京区中立壳通小川東入三丁
町449
京都府京都林務事務所治山課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所に
おいて縦覧に供する。)

ページ	欄	行	誤	正
575		上から29	理由を記入	理由等を記入
576		上から15	「⑤合計金額」を 「⑦合計金額」	「⑤」を「⑦」
583	右	上から19	第60条第5項 第4号中「1日 の勤務時間の一 部について」を 削る。	第60条第5項 第4号中「1日 の勤務時間の一 部について」を 削る。 第5章の章名 中「基準」を「基 準等」に改める。

令和7年11月25日付け京都府公報第668号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
827	上から10	医療法人紫明会うま ほり歯科医院	医療法人紫明会うま ほり西田歯科医院
829	上から18	医療法人紫明会うま ほり歯科医院	医療法人紫明会うま ほり西田歯科医院

京都府教育委員会教育長告示第8号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年12月9日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 業務の名称

令和8年度京都府学力・学習状況調査業務

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府教育庁指導部学校教育課（京都府庁第3号館
4階）

京都市上京区下立壳通新町西入薮ノ内町

3 落札決定日

令和7年11月26日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社Z会

三島市文教町一丁目9番11号

5 落札金額

32,900,000円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和7年10月14日

正 誤

令和7年8月26日付け京都府公報第642号中次のとおり訂正